

2019年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試C日程 試験問題

公 法 系（憲法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、この表紙を含め2枚である。
2. 配点は、50点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、1枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「公法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題】

Xはアメリカ合衆国国籍を有する外国人である。Xは、英語教師として勤務するための在留資格で在留期間1年として日本への入国を許可された。Xは在留中、大きな国内政治問題になっていた、アメリカ軍の沖縄駐留や日本国憲法第9条改正に反対するデモや集会に自らの意思で繰り返し参加した。Xが参加したデモや集会はいずれも適法な活動の域を出ないものであり、これらのデモや集会において、Xは参加者の一人にとどまり、指導的役割を果たすものでなかった。他方、Xは、ソーシャルネットワーキングサービスを通じてデモや集会の様子を積極的に発信し、デモや集会への参加を呼びかける記事を繰り返し書き込んだ。Xは、在留期間満了が近づき、英語教師の勤務を継続するため、1年の在留期間更新を申請した。法務大臣は、出国準備期間として120日間の更新を許可する処分をしたものの、その後のXの在留期間更新の申請に対しては、在留中のXの政治活動のゆえ、在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるとはいえないとして、当該在留期間更新の不許可処分をした。

この事例に含まれる憲法上の問題点について、参考とすべき判例や想定される反論を踏まえて論じなさい。

《公法系問題 以上》

【出題意図】

本問は、外国人の人権享有主体性という基本的な論点について問うことで、判例の理解を含めて、基礎的な知識及び思考力の有無を測ることを目的としていた。